

第31回新開発食品調査部会 議事録

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【許可表示のみ変更品目】

- (5) 「ヘルシア緑茶 すっきり a」、「ヘルシア五穀めぐみ茶 a」、
「ヘルシアあったか緑茶 a」、「ヘルシア紅茶 a」(花王株式会社)

○阿久澤部会長 それでは、次に移らせていただきます。

次は花王株式会社ヘルシア緑茶すっきり a、ヘルシア五穀めぐみ茶 a、ヘルシアあったか緑茶 a、ヘルシア紅茶 a についてです。

これらは既に許可を受け、販売している製品の許可表示文言を前回の調査部会で審議し、1月19日に答申しました。ヘルシア緑茶 a と同じ文言にそろえたいという趣旨の申請です。

では、消費者庁から説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 説明をさせていただきます。

資料に関しては1枚紙の表の対比表になっているものでございます。

○消費者委員会事務局 書類の上のほうに乗せさせていただいております。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、説明させていただきます。

今回4品目の申請がございます。「ヘルシア五穀めぐみ茶 a」、「ヘルシア緑茶すっきり a」、「ヘルシアあったか緑茶 a」、「ヘルシア紅茶 a」の4品目でございます。

いずれも花王株式会社が申請者でございます。許可表示の文言ですけれども、先ほど部会長から御説明がありましたように、既に部会では了承をいただいておりますヘルシア緑茶 a、一番右側に書いてございます製品と同じ許可文言ということで申請されている品目でございます。

それぞれの4品目に関しまして、既許可の品目それぞれの赤枠で囲っている中の左側にあるものなですけれども、これらのものと同じ配合割合のものになっております。ですので、中身に関しては既許可の品目と全く同じものでございます。異なるのは先ほど部会長から御説明がありましたように、許可文言のところ、特に作用機序に当たる部分のところが異なっております。ここにつきましては既に一番右側にありますヘルシア緑茶からヘルシア緑茶 a に許可文言が変わる際に、追加としてつけている文献と同じ文献をそれぞれの4品目にもつけて申請をしているというところがございます。エビデンスとしては同じものになっているということでございます。

以上より、今回に関しては有効性と安全性のところに関しての御説明は省略させていただきたいと思っております。

4品目の説明は以上でございます。どうぞ御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

次に、調査会での審議状況の説明を事務局からお願いいたします。

○消費者委員会事務局 調査会の状況について御説明させていただきます。

本件については、調査会で指摘事項を出されておられませんので、口頭で御説明をさせていただきます。

これらの品目については、平成27年11月10日に消費者庁から諮問を受けておりました、28年1月

第31回新開発食品調査部会 議事録

25日の第一調査会で御審議をいただきました。先ほど消費者庁から説明がありましたとおり、既に特保として販売している製品に対して、原材料を含めて製品を何も内容を一切変更せずに、今回と同じ根拠論文を示して別の製品で認められた表示と同じにしたいという内容でございましたので、これらの製品自体の有効性、安全性の確認や、新たに使用したいとしている許可表示文言とエビデンスの関係については別途確認が終了しているという状況でございましたために、指摘事項等なく承されております。

説明は以上です。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これらの品目について、御意見等をいただきたいと思います。どなたかございませんか。

松寄委員、どうぞ。

○松寄委員 既にもう決まっていることなので参考までに伺いたいのですが、全く同じ成分でaがつくとよくなったような印象がありますが、その辺はどのように考えればいいのでしょうか。

○阿久澤部会長 どうぞ、お願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 基本的に新しい科学的知見といいますか、動物試験もヒト試験も含めなのですけれども、新しいエビデンスが追加となつての申請ということですので、原材料の配合割合が同じではあるのですが、科学的知見という意味で新たなものが追加されたということでの表示の文言の変更ということですので、そこのところについては、一定の説明がなされているのかなと理解しております。

○松寄委員 ありがとうございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

大野委員、どうぞ。

○大野委員 審議に当たって、気になったところを申し上げさせていただいて、それで議論していただいたのですが、1つは、効能の許可表示が変わるということで、それに新たな品目が該当するかどうかということについて、このものについては気にするところはどこかなと思ったのですが、それについてはカフェインの含量とかカロリーとか、そういったものが若干違うところもあるので、こういうように変えていかどうかということについて考えましたけれども、それについてはカロリーについての増加分は非常にわずかですし、カフェインの含量についても、緑茶すっきり、あったか緑茶、紅茶については緑茶aと同じということで問題ないのではないかと。

もう一つ、五穀めぐみ茶については、カフェインの含有量が違う。大麦とか麦芽エキスとかそういうものはそれなりに入っているということで同じにしていいいのかなというようなことも考えましたけれども、それについては、この構成成分で臨床試験をやつて、この効能がちゃんとあらわれているというような文献があるということ指摘していただきまして、それならばいいだろうということになりました。

以上です。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

第31回新開発食品調査部会 議事録

よろしいでしょうか。

それでは、ヘルシア緑茶すつきり a とヘルシア五穀めぐみ茶 a、ヘルシアあったか緑茶 a、ヘルシア紅茶 a、この4品目について許可ということで報告させていただきます。

本日の個別審議は以上で終了ということになります。